令和元年6月定例農業委員会議議事録

開 会6月25日(火)午前9時

(欠席委員)伊藤委員、萩野委員

(事務局出席者)原田事務局長、加藤次長、冨田主幹、酒井主任主査、 山本主査、山口主事、川野主事

(傍聴人) 0名

議長:ただいまから6月定例農業委員会議を開催します。

本日は、伊藤委員、萩野委員から本日の会議を欠席する旨の届け出を 受けておりますので、現在の出席委員は農業委員10名、農地利用最 適化推進員9名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。 9番、深谷明良委員、12番、岡本眞弓委員、よろしくお願いします。 それでは議事に入ります。

議 長:議案第11号については、議事参与の制限に該当する委員がいますの で、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長:議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局 からの説明を求めます。

【議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局:《議案書に基づき説明》

議 長:ただいま事務局から説明のありました番号1、打越の件について、地 元の近藤雅俊委員から御意見をお願いします。

近藤(雁) 類: はい。現地確認をしました。現況を見ますと、今は更地でありまして、 ここで果樹を植えようと思うと愛知用水が通っていないため、かなり 厳しいという難点がありますが、頑張っていただきたいと思います。 以上です。

議長:ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙 手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長:御意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、許可す

ることに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:全員賛成により、番号1について、許可することとします。 (該当委員着席)

《採決結果:議案第11号 全員賛成1件》

議 長:議案第12号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、 事務局からの説明を求めます。

【議案第12号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局:《議案書に基づき説明》

議 長:ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました番号1、福田の件について、地元の酒井峰男委員から御意見をお願いします。

酒井委員:はい。この案件は、昭和53年に分家住宅を建てられて、その敷地の一部が越境していたということが後からわかり、そのはみ出た部分を地主さんから譲り受けたということです。現況は当時から変わらず、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長:ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙 手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長:御意見等ないようですので番号1について採決をとります。 番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であるという意見 を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長: 賛成多数により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対 し進達することとします。

続きまして、番号2、明知上の件について、地元の深谷明良委員から

御意見をお願いします。

深(明) 類: 現地を確認してきました。こちらは分家ということなので問題はないと思いますが、意見として、浄化槽を設置して生活排水を流すということでしたが、ここから下のため池までは農地の間をかなり長く回っていく事になります。生活排水が流れてくるとなると、農地に影響があるのではないかという意見も出ましたので、人家のある方に排水することは出来ませんか。土地改良区とは合意できておりますが、希望としては、そちら側に排水をしたほうが農地への影響が少ないのではないかという意見を伝えさせていただきます。

事務局: 農地の間を縫って排水をさせていただく計画ですが、土地改良区と協議をしていただいて、問題ないということで御回答をいただいていたものですから、事務局としては特に支障はないと考えております。しかし、今の御意見は事業者に伝えてさせていただきたいと思います。ただ、ほかの協議、調整等の中でこの結果になったということも考えられますので、その点は御了承いただきたいと思います。

議長:ほかに御意見等はありませんか。

御意見等ないようですので番号2について採決をとります。

番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対 し進達することとします。

> 続きまして、番号3、明知下の件について、地元の深谷良金委員から 御意見をお願いします。

深(良) 類: はい。記載のとおり、規模拡大に伴う駐車場の拡張ということであります。この周辺につきましては、物流倉庫が並んでおりまして、今回の申請地はその隣であります。周りの農地はわずかということですので、影響は特にないと考えております。以上です。

議 長:ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙 手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長: 意見等がないようですので番号3について採決をとります。

番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:全員賛成により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対 し進達することとします。

> 続きまして、番号4、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御 意見をお願いします。

近藤(雅)委員: 3月に農振除外をおこないました。分家住宅であり、特に問題ないと 思っております。以上です。

議 長:ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙 手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長:御意見等ないようですので番号4について採決をとります。 番号4について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付 すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:全員賛成により、番号4について、適当であると意見を付し、県に対 し進達することとします。

> 続きまして、番号5、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御 意見をお願いします。

近藤(雅) 類: 地図を見ていただきますと、周りは全て住宅に囲まれておりまして、 やむを得ないと思います。分家住宅ですので特に問題ないと思います。 以上です。

議 長:ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙 手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長:御意見等ないようですので番号5について採決をとります。 番号5について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付 すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:全員賛成により、番号5について、適当であると意見を付し、県に対 し進達することとします。

> 続きまして、番号6、黒笹の件について、地元の加納勇委員から御意 見をお願いします。

加納委員:分家住宅としての土地利用は問題ないと思います。

家庭雑排水、汚水を下水管に接続する図面だと思いますが、前の道路 は市道であり、この市道に入っている下水道管と構造的に接続するこ とが可能かどうかの疑問があります。土地利用としては別に問題あり ません。

事務局:はい。下水管が構造的に接続できるかどうかというところを御指摘いただきましたが、下水道課並びに愛知用水土地改良区に確認をさせていただきまして、接続することは可能だということで両者から回答をいただいていますので、問題ないと判断させていただいております。よろしくお願いいたします。

議長:ほかに意見等はありませんか。

御意見等ないようですので番号6について採決をとります。

番号6について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:全員賛成により、番号6について、適当であると意見を付し、県に対 し進達することとします。

《採決結果:議案第12号 賛成6件》

議 長:議案第13号については、近藤元壽委員が議事参与の制限に該当しま すので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長:議案第13号、農用地利用集積計画の決定について、事務局からの説明を求めます。

【議案第13号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局:《議案書に基づき説明》

議 長:ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長: 御意見等ないようですので採決に移ります。本件について採決します。 計画の決定に賛成な委員は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:全員賛成により、決定することとします。

(該当委員着席)

《採決結果:議案第13号 全員賛成1件》

議 長:続いて、諮問に移ります。

諮問第1号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、事 務局から説明を求めます。

【諮問第1号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について】

事務局:《議案書に基づき説明》

議長:ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました番号1の三好下の件について、 地元の野々山久照委員から御意見をお願いします。

野々山委員:申請地の左側につきましては分家住宅が2軒建っておりまして、下側は工場が建っております。今回の申請地は農振農用地の外れでもあり、除外するには支障がないと地元で意見がまとまりました。

行政区や土地改良区、愛知用水の役員につきましても何ら支障はない、 行政区に人が増えることはいいことだということで、区長は喜んでお りました。以上です。 議 長:ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙 手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長:御意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、市に対 し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:はい、全員賛成により、番号1について適当であるとして、市へ答申 することとします。

続きまして、番号2、三好下の件について、地元、野々山久照委員から御意見をお願いします。

野々山委員:申請地につきましては県道に面した土地であります。申請地の左上に少し長方形で抜けているところがございます。当初はここも含めて地主の了解を得て計画していたようですが、地主と折り合いがつかなくなったとのことです。事業者としては今後、事業拡大のことも考えながら、ここを含めた計画をしたいというような意見がございました。申請地の右側は、以前は梨を栽培されてみえましたが、お父さんが亡くなられて息子さんの代になってからは耕作されておらず、荒れ地になっておりました。ここも当初、計画の中に入っていたのですが、なかなか地権者との合意が得られず、将来的に拡大していきたいという意向がございましたので、10年、20年先には拡張したいという事で業者からの意見がございました。

事務局からも高さ等の意見がございましたが、極力農地の被害を避けるために、擁壁については境界から30センチ以上離して積むことや、高さも余り高くならないような計画を考えながら、地元とよく相談してやっていきたいという意見がございましたので、行政区や土地改良区の役員等、地元のことをよく考えて計画していただいておりますので、問題ないという意見でございました。今回、農振除外するには仕方がないかなと思います。以上です。

議 長:ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長:御意見等ないようですので採決に移ります。

番号2について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は 挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:全員賛成により、番号2について、適当であるとして、市へ答申する こととします。

> 続きまして、番号3、明知上の件について、地元の深谷明良委員から 御意見をお願いします。

深(明) 類: この土地は道路に面しておりますが、この持ち主はかなり高齢であり、 以前は耕作を人に頼んでやっていましたが、ここ最近はその方も高齢 になってしまい、全く耕作がされていないような状態でした。また、 両側が道路でありますので、農地に対しての影響はないと思います。 土地自体に段差、起伏がありますので、造成の際に排水対策をしっか りしてもらえれば問題はないと思います。

議 長:ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙 手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長:御意見等ないようですので採決に移ります。

番号3について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は 挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:全員賛成により、番号3について、適当であるとして、市へ答申する こととします。

続きまして、番号4、明知下の件につきまして、地元の深谷良金委員から御意見をお願いします。

深(息)類:まず、記載してあります農用地区域除外の要件を満たす理由というと

ころに1号から5号までありますが、一部本当かなという部分が見受けられます。まず、第1号の事業目的を達成する場所が他になく、と記載してありますが、これは少し違うのではないかなと思います。そこでなくてはいけないという理由がよくわからない。というのは、そんなに離れていない場所にもっといい、荒れた土地がありますので、そちらを推薦された方がいいのではないのかと考えております。

そして、第3号、ここの今後も集積が行われる動きがないという部分は疑問があります。この場所は田んぼでありまして、30年前だと思いますが、土地改良事業をされた広い田んぼの平地であります。したがって、ここを集積していきませんかというような働きをかければ実現すると思いますので、何ら集積が行われないというような文言については、疑問に感じます。その2点が審査基準についてひっかかりを感じております。

そして、農地と直接関係がないかもしれませんですが、隣がコンビニ を合わせ持つガソリンスタンドであります。当初、ここの事業の説明 会を開かれたときとは建物の位置が変わっておりますので、対策をさ れたのかなとは思いますが、もう一度、配置の検討が必要だと考えま す。要するになぜこういうことを言うかと言いますと、ここの会社は 金属を溶接して製品にしているわけで、溶接の際に火を使います。し たがって、隣にガソリンスタンドがあるということから私は安全上で もう少し確認をされた方がよろしいのではないですかという意見です。 そして、もう一つ疑問に思っていることは、二、三年前に市の総合計 画の見直しの話を聞いておりまして、明知下でまちづくり委員会を立 ち上げました。そのときに、この地区を将来宅地化ということで申請 したいという意見がありました。ところが、申請するに当たって、市 の指導は、ここは土地改良区が補助金で整備したところですので難し いというような意見もありまして、やむなく明知下が取り下げて、そ の規模の縮小、見直しをおこない、計画を出させていただきました。 そんなところなのに、何ですぐに企業誘致ができるのかというような ところを、私は疑問に思っております。企業誘致がだめだということ ではなくて、そういうところなのにどうしてという疑問を抱かざるを 得ないと思っております。

したがいまして、この辺をもう少し確認をとっていただいてやられた 方がよろしいのでないですかという私の意見です。以上です。

事務局:事務局から、今の御意見について少し説明をさせていただきます。 まず、こちらの土地の選定に当たっては、豊田市内も含めて事業者か らは、環境への影響や、事業拡大に当たっての必要性を考慮していた だいた上で、この場所を選定していただいたという形になっておりま す。

また、この場所については、将来都市構想において工業系の開発誘導 区域に指定されているということでもあります。また、所有者とも相 談の結果、こちらを選定していただいているということで確認はして おります。先ほど御意見をいただきましたが、この選定に当たりまし てはかなり配慮をしていただいた上で、選んでいただいているという 形になります。

それから、防火等のお話ですが、こちらにつきましては、事業者からは消防署等とも協議をし、新設工場につきましては、準耐火構造で建設を予定しております。自動火災報知機、消火器等の消防法に基づく設備は全て設置をしていただく予定だということに加え、防火壁等の設置によって消防署からも問題はないということで回答は得ているということで、確認させていただいております。以上になります。

深(息) 種: 挙げさせていただいた質問の一部しか確認できていませんが。

事務局:追加で補足をさせていただきます。

繰り返しにはなってしまいますが、まず、第1号要件につきましては、 説明させていただいたとおり、もともと本社が豊田市にあるものです から、そちらで事業拡張できないかということでの検討は第一にされ ているということで確認しております。

その中で、豊田の準工業地域の中に会社があるわけですが、周辺はすでに、工場等が建ってしまっており、そこでの拡張は難しいということで、豊田市内、みよし市の近いところで用地を探されて、こちらの申請地も含めての検討をされております。

委員のおっしゃられたように、ここの申請地の近くにも荒れてしまっている農地や、木が生えている雑種地、森林等があるわけですが、当然、事務局としましても最初にお話をさせていただいて、出来る限りの誘導に努めてはきていますが、地権者との同意であったり、土地の面積であったり、そういったところでなかなか折り合いがつかなかったということで今回の申請地にやむを得ずなったということでお話を聞いております。

場所につきましても、先ほど明知下の行政区としては、住宅地として お考えになられたということですが、市の都市計画上、工業の誘導地 域という用途の指定になっておりまして、それに基づいて、市の計画 として、都市計画法第34条12号の愛知県の認定する業種の工場で あれば、都市計画法の要件を満たすエリアに指定をされております。 それもあり、今回、事業者が進出するきっかけにもなっているという のが、都市計画上の話であります。今回、それに基づいてこちらに工 場を建てられるに当たって、農業上の支障はどうかということを案件 として上げさせていただいており、この場所でやむを得ないというこ とで事務局としては考えさせていただいております、次に3号要件で すね。担い手による利用集積が行われておらず、今後も集積が行われ る動きがないということですが、こちらの確認をさせていただくなか で、耕作者、特に担い手等、市の中心となる農家さんについては、耕 作を現状はされていないことをで確認させていただいております。 今後の話で、市から具体的にここで集積をやってくださいというよう な働きかけを、直接この場所について、おこなってはいない状況です が、今回、隣にガソリンスタンドの擁壁もあり、少し耕作がしづらい

今後の話で、市から具体的にここで集積をやってくださいというような働きかけを、直接この場所について、おこなってはいない状況ですが、今回、隣にガソリンスタンドの擁壁もあり、少し耕作がしづらい状況のところにはなってきております。農業振興地域としても隅になっております。ここでやりたい耕作者がいるということは、市としては確認がとれませんでしたので、今回、語弊のある表現になってしまったところは否めませんが、こういった書き方をさせていただいております。

あと、もう1点御心配をされていました防火の関係については隣でガソリンスタンドをやられているので、溶接をする中で火災等の心配があるのではということでお話をいただいているのですが、こちらにつきましては、先ほど御説明をさせていただいたとおり、そういった防火の関係を担当する部署等と詳細な打ち合わせをさせていただいて、特に問題ないようにするというところは確認しています。

溶接もバーナーを使うのではなく、火が出ないように、レーザーで溶接をかける形で作業しているということで聞いております。こちらについても、農業上の問題ではないですが、確認はさせていただいて、地元から出た問題については真摯に対応していくということで伺っておりますので、やむを得ないということで判断をさせていただいております。以上です。

深(息) 類: 1点。再度確認したいことがあります。先ほど、その地区が工業の誘導地域であると言いましたが、地元の人に聞きますと、何も聞いておらず、疑問に思っておられる方がたくさん見えるわけです。この辺は地元の区長さんだとか、地区の役員に対して、説明をされた方がいいのではないかなと私は思います。

企業を誘致することがだめだということではなくて、農地として問題

のないところに対して申請してくる人に、もう少し、農地以外や荒廃 地等への誘導ができるのではないかと私は思っているのですが、それ は出来ないのでしょうか。

- 事務局:今後、このエリアだけではないですが、できる限り農業振興地域以外 のところで選定していただくようには、窓口に相談に来た段階で、ほ かの場所への誘導や、選定理由をしっかりと詰めた上で諮問をさせて いただきたいと思います。
- 深(良) 類: 工業の誘導地域にあそこは含まれていないと地元の方は思っていらっしゃいます。この話が来たときに、企業誘致の土地ですよと、それを全面に出されて、支障ないというような指導は納得いかないのではないかと思います。
- 事務局:はい。それについては、先回と先々回で御案内をさせていただいた市 の総合計画や、まちづくり土地利用計画といったものがありまして、 そちらで実際に決まっている話になります。そちらについては、市で いろいろな関係の委員を募集しまして、話し合いの中で、計画をつくっており、今現在、都市計画上は工業の誘導地域という位置づけになってしまっているということは事実ということで、御理解いただきた いと思っています。

ただ、申し上げたように、都市計画上の工業の誘導地域ではありますけれども、同時に農地でもありますので、当然、農業振興、農振の除外の要件ですとか、農地転用等の要件については、そこが工業の誘導地域だからといって緩和されるものではなく、それぞれの農地に関する法令に基づいて適正な判断をさせていただいて、初めて工場等の事業が成り立つものであるということも御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いします。

- 深(良) 類: 済みません、ここで止めて申しわけないですけれど、広い農地があって、隅からこれ農振除外しますということでやっていきますと、審査基準としては、全然問題ないということになり、次から次へと農振除外をすることができ、全体を見たときに、おかしいのではないかと思うところがあるので、御意見として出させていただきました。それと、地元の人が先ほどの工業の誘致をしていい地域だったかどうかというのは、説明会があったときには誰も知らなかったということです。
- 加納委員: 都市計画上で、先ほど言った工業の誘導地域の要件は、大もとの法的な要件はなんですか。例えば、物流ならインターが近いだとか、工業だと、自動車関連だと優先されて誘導地域にするだとか、そういった

部分があるのですか。それを言ってくれないとわからないです。

林委員:この案件ですが、場所的にいうと、過去にスタンドとコンビニ、それ からこの西側も駐車場か何かで除外されています。場所的に見ると、 今回は工場ということで、除外はやむなしというふうに思いますが、 先ほどから都市計画上って言っていますけれど、これは都市計画上の 地域振興のための工場と、県が各市町を指定したという要件に合うと いうだけのことですので、農振法でいう優良農地として事務局が守っ ていくという姿勢を見せないと、少し苦しいと思う。

加納委員: こういう農地を守るということに対して、最近、みよし市へ流れてくるのは、豊田市が随分と厳しくて、許可をおろしてくれないという話を聞いた。みよし市だと、割と緩いからということでこちらへくるということです。 5,000平米からの土地をまとめるにしても、豊田市でもまとまるとは思いますが、転用するのはとても難しいと。今の話で、農地を守るという姿勢が強いから。みよし市に申請が多いのではないかと、ある業者から聞きました。

事務局:まず、最初に加納委員から御質問がありました都市計画上の要件については、本来ここで御説明させていただくべきだと思いますが、今は手持ちがないということと、他の部署が所管させていただいていますので、次回の会議までに御説明できるよう、資料をまとめさせていただきます。

その次に、林委員からいただいた意見及び加納委員から言われた意見につきましては、先月も厳しい御意見をいただいております。確かに窓口の対応については、私もそうですが、職員も農地を守ることを前提に対応をさせていただいているのですが、豊田市と比べてとか、周辺の市町と比べてというところになると、私どもは同じように同じ法律のもと、解釈のもと、対応させていただいているつもりではあります。本市におきましては、特に農地関係ではないですが、過去、住民の意見と行政の認可についてもめたこともあり、まちづくり土地利用条例を市独自で手続きを定めたこともありますので、決して他の市町と比べて認可がとりやすいという認識はありません。今回、加納委員からそういった御意見をいただきましたので、改めて豊田市の手続の仕方、考え方等も確認しつつ、窓口対応をしっかりとしていきたいと思います。

ただ、今回の案件につきましても、決して容易に認めているわけでは なく、きちんとした筋道の立った理由があるのか、他に候補地がない のかというところは、確認はさせていただいているところです。しか し、法律上、要件として認められていることを突っぱねることは最終的には厳しく、やむを得ず認めているという現状は確かにあります。

加納委員: 誘致してはいけないと言っているわけでなく順番が違う、指導が甘い のではないかと思います。

事務局: 先ほども説明させていただきましたが、周辺の手続きや、どういった 考えで認可をおろしているのかというのを再度確認させていただいて、 豊田市で認可がとれないから全てみよし市に流れてきて、みよし市の 農業に多大な影響の出ないように、今後、事務を進めさせていただき たいと思います。よろしくお願いします。

歴 (元) 類:3号の担い手の集積は行われておらず、今後も集積が行われる動きがないという点ですが、今回の農地は農事組合法人が使っていたというのが現状です。土地所有者からの解約の要請があって、解約したのですが、結局、工業地域を推していくということであれば、この要件はいらないのではないですか、という話になります。

ここは継続して農業経営をしたかったという意向がありました。

事務局:この第3号に書いてあるこの記載については、少し見直しをさせていただきます。確かにこの土地については耕作しやすいところであり、引き続きやりたいという部分もあるとは思いますが、利用権設定については、耕作者と土地所有者との契約になっておりますので、土地の所有者の意向に基づいて解約せざるを得ないという厳しい立場であります。

近藤(元) 類:はい、そういう弱い立場であります。

事務局:今回、事前に解約をされておりますので、そういったことを言う機会を逃したというところはありますけれど、例えば、利用権を結んでいる状態で窓口に御相談があった場合には、当然、担い手農家さんの耕作地については守っていくような、厳しい指導をさせていただいているつもりであります。甘いのではないかと思われているかもしれませんが、耕作をされている方が引き続き農業経営を安定してできるような方策も考えてもらっています。例えば、どうしてもここの農地を転用しなければいけないというなら、そのかわりの土地を担い手農家さんに提供するだとか、それがかなわないのであれば、ほかの手だてを検討してくださいということは事業者には伝えております。以上です。

鈴木委員:直接の意見ではないですが、この諮問2と諮問4の案件は、売買か借 地かどちらですか。

事務局:諮問2は売買であり、諮問4はまだ確認しておりません。

議 長:ほかに御意見等はございませんか。

御意見等ないようですので採決をとります。

番号4について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は 挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長: 賛成多数により、番号4について、適当であるとして、市へ答申する こととします。

> 続きまして、番号5、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御 意見をお願いします。

近藤(開) 類: 1,580平方メートルのうち、490平方メートルを分家住宅にしたいということですが、非常にいい田んぼでございますので、分家住宅を建築されるというのは非常に残念な気持ちであります。現地確認したところ、申請地の中に愛知用水の取り出し口があります。ここを埋めてしまうとなると、愛知用水の工事が必要になると思いますが、分家住宅であるため、いたしかたないと思います。以上です。

議 長:ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙 手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長:意見等ないようですので採決に移ります。番号5について、市に対し 適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長: 賛成多数により、番号5について、適当であるとして、市へ答申する こととします。

> 続きまして、番号6、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御 意見をお願いします。

近藤(雅)委員:既に駐車場に使っていたと思われる土地です。今回、行政区からの要望もあり、正式に手続きを踏まれるということで、歓迎したいと思います。以上です。

議長:ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙

手の上、発言をお願いします。

加納委員: 住宅団地の駐車場が足らないということですが、現状、駐車場はどこ にあって、何台ぐらいあるのかわかりますか。

事務局:はい。現状、敷地内の保有台数として73台ということで報告をいただいております。今回の計画が30台ということで、この30台を足すと103台になりまして、駐車場があふれている状況が解消されるという形でお話を聞いております。

加納委員: 実際問題、30台足らないと。

事務局:30台足らないということで話は聞いています。

加納委員: この話はもともと、ここを駐車場として使っていて、今回、是正する というような話になっていると思いますので、議案の必要性の部分は、 集合住宅の世帯数が増えたわけではなく、現在、使ってしまっている ものを適正に手続きするという事ですね。

事務局:委員のおっしゃられたとおりであり、従来から既に停められていた状況だったということは、こちらも確認しております。今回の手続に当たって、農地へ原状復旧をするように確認をし、正式な手続をとって駐車場として転用をしたいというようなお話になります。

議 長:ほかに御意見等はありませんか。

御意見等ないようですので採決に移ります。番号6について、市に対 し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長: 賛成多数により、番号6について、適当であるとして、市へ答申する こととします。

> 続きまして、番号7、莇生の件について、地元の小河壽久委員から御 意見をお願いします。

小河委員:該当する土地の状況ですが、申請地を含む三角形の田と隣に細長い田 ありますが、既に畦を耕作者で撤去をし、農地の集積化が部分的に進 んでいます。それ以上の集積化は、下側に道路がありますので実質的 には困難だと思います。ここに家が建つと、土地の形が変則的な形に なって作業性が悪くなりますが、軽微と言うこともあり、大きな問題 はないと思いますので、申請を認めるのが妥当と判断をします。

議 長:ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙 手の上、発言をお願いします。

逓 (元) 頻:分家住宅なので支障がないとは思いますが、図面を見ますと、排水口

がなくなり、田んぼから水を抜くことができなくなるように思います。 住宅を建築する際は、排水口を作っていただくようにお願いしたいと 思います。

事務局:排水口をなくすことがないように、協議をしていただくよう申請者に は話をさせていただいております。

議 長:ほかに御意見等はありませんか。

御意見ないようですので番号7について、市に対し適当であると答申 することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:全員賛成により、番号7について、適当であるとして市へ答申することとします。

《採決結果:諮問第1号 賛成7件》

議長:続いて、諮問に移ります。諮問第2号、農地中間管理事業の農用地利 用配分計画案に対する意見について、事務局からの説明を求めます。

【諮問第2号、農用地利用配分計画案に対する意見について】

事務局:《議案書に基づき説明》

議 長:ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長:御意見等ないようですので採決に移ります。 諮問第2号について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長:全員賛成により、諮問第2号について、適当であるとして、市へ答申 することとします。

《採決結果:諮問第2号 全員賛成1件》

議 長:続いて、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

事務局:《資料に基づき説明》

ア 令和元年5月分農地転用届出の受理状況について

議 長:ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手 の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長: それでは、ないようでありますので、以上で、予定していた議事等は 全て終了いたしました。

これをもちまして議長の職を終了させていただきます。

引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事 務局へ渡します。

事務局:大変ありがとうございました。

引き続き、6月の農地利用最適化推進会議を行わせていただきます。 今月につきましては、3件の議題を用意させていただきました。 事務局から御説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

- 1 視察研修について
- 2 農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会の開催について
- 3 産直マップみよしについて

事務局:《資料に基づき説明》

事務局: それでは、会を終了させていただきたいと思います。

恐れ入りますが、御起立をお願いします。

一同、礼。

(閉会午前10時50分)